

ご入院中の患者さま及び御家族の皆様へ

診療報酬改定に伴う入院料の取扱いについて

平成 26 年 10 月 1 日より

国が定める診療報酬の改定が行われ、入院料にかかる取扱いが変わりました。

・一般病棟における長期療養の適正化

一般病棟にて入院期間が 90 日を超えた患者さまにおける入院料の取扱いが変更となりました。変更としては、90 日を超えて入院する患者さまについては、療養病棟と同等の報酬体系となります。

現行（一般病棟入院基本料）

入院期間が 90 日を超えた日より
（療養病棟入院基本料）

入院基本料		この部分が療養病棟入院基本料に含まれます	入院基本料	
投薬料			一部の薬剤・注射薬	
注射料			処置料	複雑な処置
検査料				
処置料	簡単な処置	手術料・輸血料 麻酔料・神経ブロック料	CT・MRI・造影X-P	
	複雑な処置			
手術料・輸血料 麻酔料・神経ブロック料		手術料・輸血料 麻酔料・神経ブロック料		
画像診断料		リハビリ料		
リハビリ料		在宅・指導管理料		
在宅・指導管理料				

※入院期間が 90 日を超えた日より算定を行います療養病棟入院基本料は、患者さんの治療状況及び日常生活動作（食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動）の自立度によって入院基本料の変動があります。

※65 歳以上の方には食費及び居住費(光熱水費)負担額の変更があります。

(別添資料、「65 歳以上の方の食費及び居住費 (光熱水費)負担額の変更について」を参照)

ご不明な点は病院受付職員までお尋ね下さい。

65歳以上の方の食費及び居住費(光熱水費)負担額の変更について

療養病床(東病棟)に入院する高齢者の皆様及び、平成26年10月1日より一般病床にて入院日数が90日を超える長期入院患者さまの食費・居住費が変わりました。

下記に一般の方の一例を提示しますのでご参考になさってください。

所得状況、病状、年齢により負担額の変更割合が異なりますのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、病棟師長または医療ソーシャルワーカー(平日8:30~17:00まで)へお気軽にご相談ください

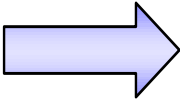
<対象者>

1. 一般病棟に入院する65歳以上の高齢者で入院日数が90日を超える長期入院の方(90日を超えた日から対象となります)
2. 回復期リハビリテーション病棟入院料の算定要件に該当しない方で65歳以上の高齢者

※上記1または2に該当されない方は、現行の食費負担額と同様の負担額となります。

<食費・居住費の具体例>

所得が一般の方で療養病床に31日間入院された場合

	《一般病棟》		上記対象者1または2に該当される方	差額(負担増)
食費	¥24,180		¥42,780	¥18,600
居住費	¥0		¥9,920	¥9,920
合計負担額	¥24,180		¥52,700	¥28,520

※食費: 1食につき260円

※食費: 1食につき460円
居住費: 1日につき320円

※上記の金額以外に入院費、オムツ代などが別途必要になります。

※上記の表はあくまで、一般所得の方を参考例として作成した分です。

ご家庭の所得状況等により負担額等も変わってきますのでご了承ください。

※入院医療の必要性の高い患者の負担については、現行の入院時食事療養費と同額の負担額となります。(居住費の負担はありません。)

・診療報酬上の医療区分2または3の患者(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者)